



◆ 貸付条件の変更等の実施状況について

- ・ 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況別紙 7、8をご覧ください。
- ・ 中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況別紙 9をご覧ください。

## 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件/百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	400	4,852	1,267	17,969	2,177	33,462
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	195	2,804	666	12,218	1,179	23,153
うち、実行に係る貸付債権	134	1,947	555	10,407	1,027	19,669
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	10	132	39	469
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	60	853	88	1,366	83	2,543
うち、取下げに係る貸付債権	1	3	13	312	30	471
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	205	2,048	601	5,750	998	10,309
うち、実行に係る貸付債権	132	1,123	456	4,045	797	7,525
うち、謝絶に係る貸付債権	1	1	25	488	60	818
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	71	912	110	1,137	109	1,634
うち、取下げに係る貸付債権	1	12	10	79	32	330

(注) 平成22年6月末時点における謝絶に係る貸付債権には、申込みから3カ月が経過したことにより謝絶とみなして集計している債権(95件1,269百万円)が含まれております。

## 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件/百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	34	697	97	1,890	154	3,178
うち、実行に係る貸付債権	7	136	53	1,245	99	2,462
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	9	106	24	245
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	2	6	4	10
うち、審査中の貸付債権	27	561	34	343	25	255
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	194	6	215

(注) 本表中の謝絶に係る貸付債権は、全て申込みから3カ月が経過したことにより謝絶とみなした債権です。

## 中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件/百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	23	231	98	973	148	1,435
うち、実行に係る貸付債権	3	32	39	406	75	737
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	9	85	33	304
うち、審査中の貸付債権	19	194	41	421	21	238
うち、取下げに係る貸付債権	1	4	9	60	19	155

(注) 平成22年6月末時点における謝絶に係る貸付債権には、申込みから3カ月が経過したことにより謝絶とみなして集計している債権(29件267百万円)が含まれております。